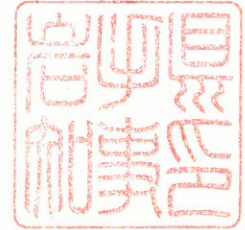


廃 第 321 号

平成25年 7月16日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

岩手県知事 達増 拓也



秋田県への宮古市の災害廃棄物（可燃物）の搬出終了について

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の広域処理に御協力いただき、心より御礼申し上げます。

さて、本県宮古市の災害廃棄物のうち、可燃物については、貴県を通じて大仙美郷環境事業組合（大仙市）の施設において処理いただいております。

この可燃物について、これまで分別を進め、優先して処理を行ってきた結果、本年 7 月末には主だった選別処理は終了する見通しとなり、目標期限までの災害廃棄物全体の処理に概ね目処がたったところです。

このため、貴県向けの可燃物は、本年 7 月 31 日までに搬出を終了する見通しとなりましたので、御報告します（平成 25 年度の搬出量は約 500 トンとなる見込み）。

これまでの間に御支援くださいました貴県民の皆様をはじめ、受入自治体等の関係者各位に改めて感謝申し上げます。

今後とも、引き続き被災地の復旧・復興に御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。